

## 政策 2 - 3

### 1. 政策名

会計基準の整備・改善

### 2. 政策の目標

(目標)

企業の経営の多角化、金融・証券市場のグローバル化、情報技術の進展等に適切に対応し、自己責任原則の下で、投資者に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点等も踏まえ、会計基準及び監査基準の整備・改善を図る。

(業績指標) 会計基準及び監査基準の整備状況

(説明)

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。

このような状況を踏まえ、我が国会計基準は、企業会計審議会において、ここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきていますが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていく必要があります。

また、国際的には、国際会計基準審議会（IASB）が、平成13年に抜本的な組織改革を行い、各国関係者と連携・協力し、精力的に国際会計基準（IAS）の整備を進めているところです。

こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっています。

### 3. 現状分析及び外部要因

企業会計審議会においては、これまでに、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準等数多くの会計基準等の整備を行っており、第一部会において「企業結合会計」、第二部会において「監査基準等の一層の充実」、固定資産部会において「固定資産

の会計処理」、企画調整部会において新たな課題の把握、対処方針の検討等の審議が行われてきたところです。

また、平成13年7月には、民間団体が会計基準を設定している主要先進国等の状況等を踏まえ、政府から独立した主体で会計基準を議論すべきであるという強い社会的認識を背景に、経済団体連合会、日本公認会計士協会等の民間団体が中心となって（財）財務会計基準機構が設立され、同財団内に企業会計基準委員会が発足しました。同委員会では、独立した機関として企業会計基準の調査研究・開発等が行われているところです。

一方、監査基準については、審議会から日本公認会計士協会に実務上の指針の作成を要請し、同協会において監査上の実務指針の開発が行われているところです。

#### **4. 事務運営についての報告及び評価**

##### **(1) 事務運営についての報告**

平成14事務年度においては、次のような取組みを行いました。

企業会計審議会における審議

企業会計審議会における会計基準及び監査基準の検討及び設定並びに議事録及び意見書等のインターネット上での公表

国際会計基準への対応

国際会計基準審議会( I A S B )の議論の動向等の調査分析、これに対する迅速・的確な対応

(財)財務会計基準機構との連携

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会における会計基準の整備・改善に係る検討過程にオブザーバーとして参加するとともに、同委員会の開発した会計基準等を証券取引法上の財務諸表の作成基準として実施

日本公認会計士協会との連携

日本公認会計士協会における監査上の実務指針の整備・改善に係る検討過程にオブザーバーとして参加するとともに、同協会の開発した実務指針を証券取引法上の監査基準として実施

当該政策目標に係る実施状況の詳細は以下のとおりです。

企業会計審議会における審議状況

ア. 第一部会

「企業結合会計」について、国際的動向も踏まえプーリング法とパーチェス法<sup>1</sup>を使い分ける考え方とパーチェス法に一元化する考え方について議論を行い、それぞれの問題点を整理して平成13年7月に論点整理という形で公表し、平成14年事務年度においては、公開草案の公表に向け引き続き審議を行っています。

#### イ．第二部会

国際的な動向も踏まえた議論を行い、リスク・アプローチの徹底、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の前提への対処に関する注記の導入、監査報告書の充実等を図るため、平成14年1月に全面改訂された監査基準を平成15年3月決算から実施しました。さらに、中間監査報告書の充実等「中間監査基準の改訂に関する意見書」(平成15年9月に終了する中間会計期間の財務諸表の中間決算監査から実施を予定)を公表しました。

#### ウ．固定資産部会

投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図る等の観点から、固定資産の減損について適切な会計処理の導入の議論を行い、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表しました。

なお、意見書等並びに会議の議事録については、金融庁のホームページに掲載しています<sup>2</sup>。

#### 平成14事務年度の企業会計審議会の開催状況

##### 第一部会

第21回(平成14年7月5日開催)～第27回(平成15年4月18日開催)

合計7回

##### 第二部会

第31回(平成14年7月4日開催)～第33回(平成14年10月18日開催)

合計3回

##### 総会

平成14年8月9日及び平成14年12月6日開催 合計2回

#### 企業会計基準委員会を通じた国際会計基準への対応

国際会計基準審議会の前週に開催される企業会計基準委員会「国際対応専門委員会」に出席する等企業会計基準委員会の活動を通じて、国際会計基準審議会の議

---

<sup>1</sup> 「プーリング法とパーチェス法」とは、共に企業結合の会計処理方法の考え方で、プーリング法は、被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる考え方です。一方パーチェス法とは、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する考え方です。

<sup>2</sup> [http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyuu/top.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html)

論の動向等を調査分析し、対応すべき事項の検討に役立てました。(13年10月以降)

平成14事務年度の国際会計基準審議会の開催状況  
毎月開催(8月を除く。)

(財)財務会計基準機構が公表した会計基準の実施

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表された、「一株当たり当期純利益に関する会計基準」(平成14年9月25日公表)を証券取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として取扱うこととしました。また、同委員会の開発した「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」など9つの適用指針及び実務対応報告を平成15年3月決算までに実施しました。

日本公認会計士協会における監査上の実務指針の開発

改訂された監査基準の実施に合せ、平成14年事務年度では、日本公認会計士協会において「内部統制」、「継続企業の前提に関する監査人の検討」、「会計上の見積りの監査」等16の監査上の実務指針の整備又は改訂を行い、平成15年3月決算から公認会計士及び監査法人により、これらに則った監査が行われております。

## (2) 評価

平成14事務年度では、「一株当たり当期純利益に関する会計基準」並びに「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」など9つの適用指針及び実務対応報告が民間の市場関係者の間で使用され、また、会計監査においては、改訂監査基準及び16の実務指針が実施され、適正な財務諸表等が作成されることにより、市場投資家等の保護が得られていると考えられます。

また、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「中間監査基準の改訂に関する意見書」については、平成15事務年度以降実施されることとなっておりますが、これらの会計基準の整備により以下のような成果が期待されます。

企業の経営状態がより適切に開示される会計基準が適用されることにより、我が国企業の財務の透明性が向上し、一層の投資者保護が図られるものと思われま

す。米国でのエンロン不正会計事件の発生など、国際的に会計情報に対する信頼がゆらいでいる中で、我が国では、年度監査に加え、中間決算にも厳格な監査が行われ

ることになり、投資者の会計情報への信頼が向上するものと思われます。

国際的に会計基準及び監査基準の整備、改善が重視されている状態において、我が国が、国際的な基準と遜色のない会計基準及び監査基準を適用することにより、我が国の資本市場への投資を促進し、市場の一層の発展に寄与するものと思われます。

## **5. 今後の課題**

- (1) 企業会計審議会における審議に関しては、第一部会で論点整理を公表している「企業結合会計に係る会計基準」について、今後、公開草案の公表に向けて審議を行い、「企業結合会計に係る会計基準」の整備を図る必要があります。
- (2) 国際会計基準への対応に関して、国際会計基準審議会の議論の動向等の把握、調査分析には、着実に取り組んできたところであり、今後とも、迅速・的確に対応していく必要があることから、これらの取組みのため平成16年度においても予算要求を行う必要があります。
- (3) (財)財務会計基準機構との連携に関しては、各専門委員会へオブザーバーとして出席し、会計基準の整備を促す必要があります。
- (4) さらに、会計基準の整備・改善の際には、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対応し、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきであるか併せて検討される必要があります。

## **6. 当該政策に係る端的な結論**

前述4.(2)のとおり、政策の達成に向けて成果が上がっており、今後も「企業結合会計に係る会計基準」の公開草案の公表に向けて審議を行うなど、引き続きこれまでの取組みを進める必要があります。

## **7. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## 8 . 注記（政策効果把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、会計基準及び監査基準の整備・改善に向けた取組み状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 平成 14 事務年度の企業会計審議会の開催状況
- ・ 平成 14 事務年度の国際会計基準審議会の開催状況

## 9 . 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室